

佐倉市

男女平等参画基本計画

【第4期】

～だれもが輝けるまち 佐倉～

[改訂版]

令和6年3月

佐倉市

はじめに



市民一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまちを目指して、本市では、令和2年3月に「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】～誰もが輝けるまち 佐倉～」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症拡大によって、新たな生活様式が定着し、人々の意識や行動、価値観に大きな変化が生じたことで、配偶者等からの暴力の増加や雇用・生活面における女性への影響が深刻化し、男女平等参画の重要性が改めて認識されることとなりました。また、「多様性と調和」をテーマに掲げて開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、性などの多様性に関する関心が高まり、多様性を尊重した社会的な取り組みが一層重要となっています。そこで、これまでの取り組みの成果を承継しつつ、本計画の進行状況や令和4年度に実施した男女平等参画社会に関する市民意識調査の結果を踏まえ、「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】」の見直しを行いました。

引き続き、「人権の尊重」、「あらゆる場への男女平等参画の推進」、「安心して暮らせるまちづくり」、「推進体制の整備・充実」の4つの基本目標を軸に、男女平等参画の推進に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました佐倉市男女平等参画審議会委員の方々をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました皆様、その他これまで貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心からお礼を申し上げます

令和6年3月

佐倉市長 西田三十五

目次

第1章 計画の基本的な考え方

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 計画見直しの趣旨 | 1 |
| 2. 計画の性格と位置づけ | 2 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 基本目標と重点事項 | 3 |
| 5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】[改訂版]の体系 | 6 |
| 6. 計画の進行管理 | 7 |
| 7. 数値の推移 | 8 |

第2章 計画の内容

| | |
|-------------------------------------|----|
| 基本目標Ⅰ 人権の尊重 | 10 |
| 課題A 人権侵害のない社会づくり | 10 |
| 課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶 | 14 |
| 課題C 男女平等の意識づくり | 19 |
| 課題D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進 | 23 |
| 基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進 | 26 |
| 課題E 意思決定過程における男女平等参画 | 27 |
| 課題F 職場における男女平等参画 | 29 |
| 課題G 家庭における男女平等参画 | 35 |
| 課題H 地域活動への男女平等参画 | 39 |
| 基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり | 41 |
| 課題I 生涯にわたる心と体の健康づくり | 41 |
| 課題J 安全・安心な社会環境の整備 | 43 |
| 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実 | 46 |
| 課題K 庁内推進体制の充実 | 46 |
| 課題L 国・県・関係機関との連携 | 50 |

資料

| | |
|---|----|
| 佐倉市男女平等参画審議会 委員名簿 | 51 |
| 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会 委員名簿 | 51 |
| 基礎資料概要 | 52 |
| 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】[改訂版] (素案) 策定経過 | 53 |
| 男女共同参画社会基本法 | 54 |
| 佐倉市男女平等参画推進条例 | 58 |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 62 |
| 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章 | 71 |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 | 74 |
| 男女平等参画社会づくりの歩み | 82 |
| 言葉の解説 | 86 |

【市民意識調査報告書からの引用図表】

| | |
|---|----|
| ドメスティック・バイオレンス (DV) の経験 | 14 |
| 各分野における男女平等感 | 19 |
| 性別役割分業への賛否 | 20 |
| 男女平等な社会をつくるために、家庭・学校や地域社会で重要な教育 | 25 |
| PTA 会長や自治会長、議会・委員会等への女性の参画が少ない原因 | 26 |
| 女性が職業を持つことについての意識 | 32 |
| 家事や育児、介護などの家庭内の役割を男性も担うには、どうしたらよいと思いますか | 37 |
| 男女平等参画社会づくりを進めるために、佐倉市にどのような施策を期待しますか。 | 48 |

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画見直しの趣旨

平成 11 年 6 月に、男女がお互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されました。本市においては、平成 11 年 3 月に「佐倉市男女共同参画社会づくりプラン」(平成 11 年度～平成 15 年度)を策定し、平成 14 年 12 月には、男女が共に社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会を目指して「佐倉市男女平等参画推進条例」を策定しました。その後、「佐倉市男女平等参画基本計画【第 2 期】(平成 16 年度～平成 20 年度)、【第 3 期】(平成 21 年度～平成 31 年度)」を策定し、男女平等参画社会の形成を目指して総合的な取組を行ってきました。

さらに、佐倉市では、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年度(2019 年度)に「佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】」を策定しました。

その結果、男女平等参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、令和 4 年 9 月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」や、県が令和元年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の結果を見ると、今なお固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、パートナーからの暴力があることも、意識調査の結果からうかがえます。

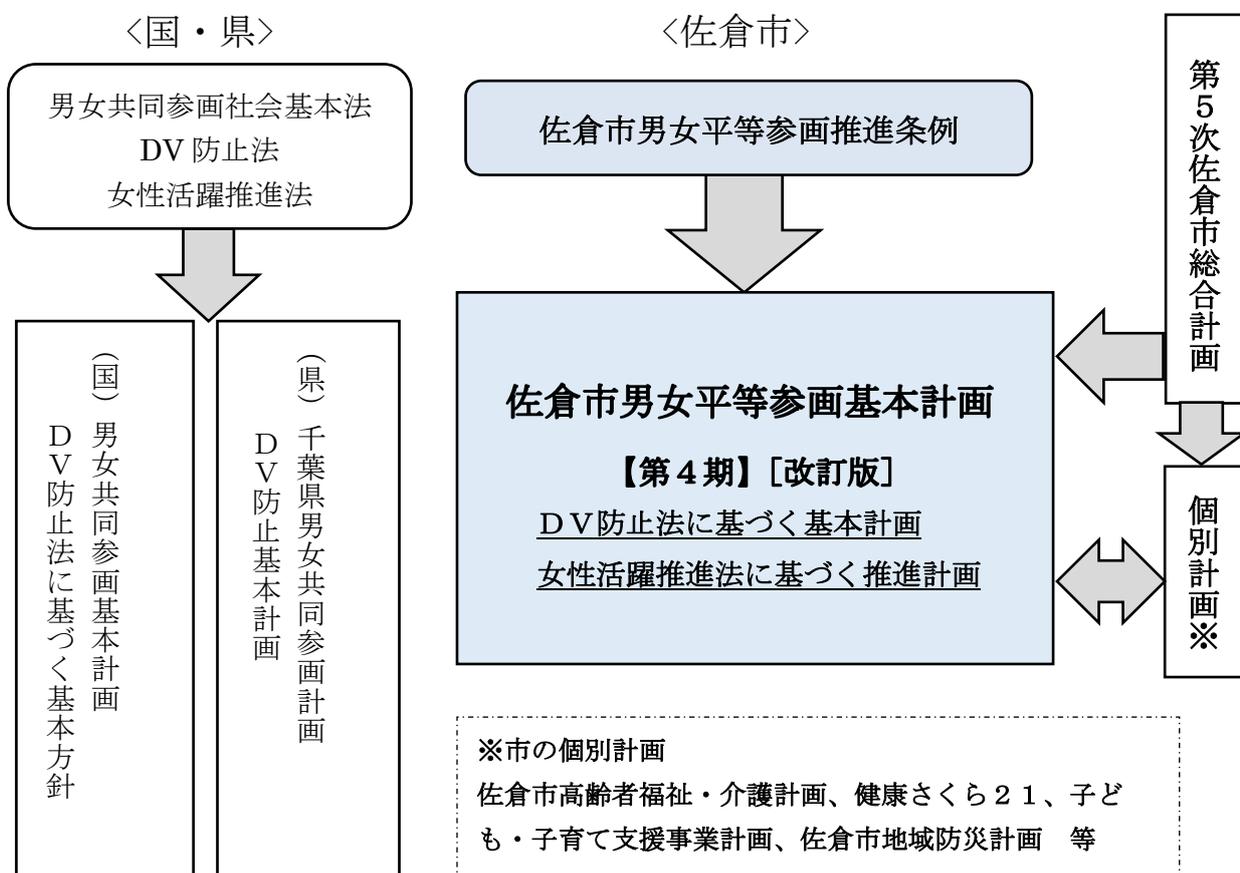
また、国においては令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」、県では令和 3 年 3 月に「第 5 次千葉県男女共同参画計画」が策定され、各分野での女性登用の推進や、地域活動における男女共同参画の促進などの課題への取り組みが必要であるとしています。

このたび、計画期間の前期 4 年が経過したことに伴い、現状の課題に加え、国や県の計画改訂の内容や、市民意識調査の結果を踏まえ、本計画の現状と課題を検証し、基本事業及び具体的な事業の見直しを行いました。引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。

2. 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるものです。
- (2) 平成 21 年 5 月に策定した「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」の成果を引き継ぐものです。また、具体的な事業内容については、実施計画としての性格も有しています。
- (3) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」、県の「千葉県男女共同参画計画」を勘案し、市のまちづくりの最上位計画である「第 5 次佐倉市総合計画」との整合性に配慮したものです。また、市の各個別計画との連携により推進されるものです。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく市町村推進計画としても位置づけます。
- (5) 国際社会共通の目標「持続可能な開発目標(SDGs)」(※P.86 参照)で掲げる「ジェンダー平等の達成、すべての女性及び女子のエンパワーメント」を目指し、計画を推進します。

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| DV 防止法に基づく基本計画の該当部分 | 基本目標 I → 課題 B → 事業 No.15~32 |
| 女性活躍推進法に基づく推進計画の該当部分 | 基本目標 II → 課題 E・F → 事業 No.55~84 |



3. 計画の期間

この計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和13年度（2031年度）までの12年間の計画です。

計画に掲げる施策の基本事業及び具体的事業について、前期4年間が経過しましたので、国や県の動向、社会情勢の変化や本計画の進行状況を踏まえ、中期4年間（令和6年度から令和9年度）を見直したものです。

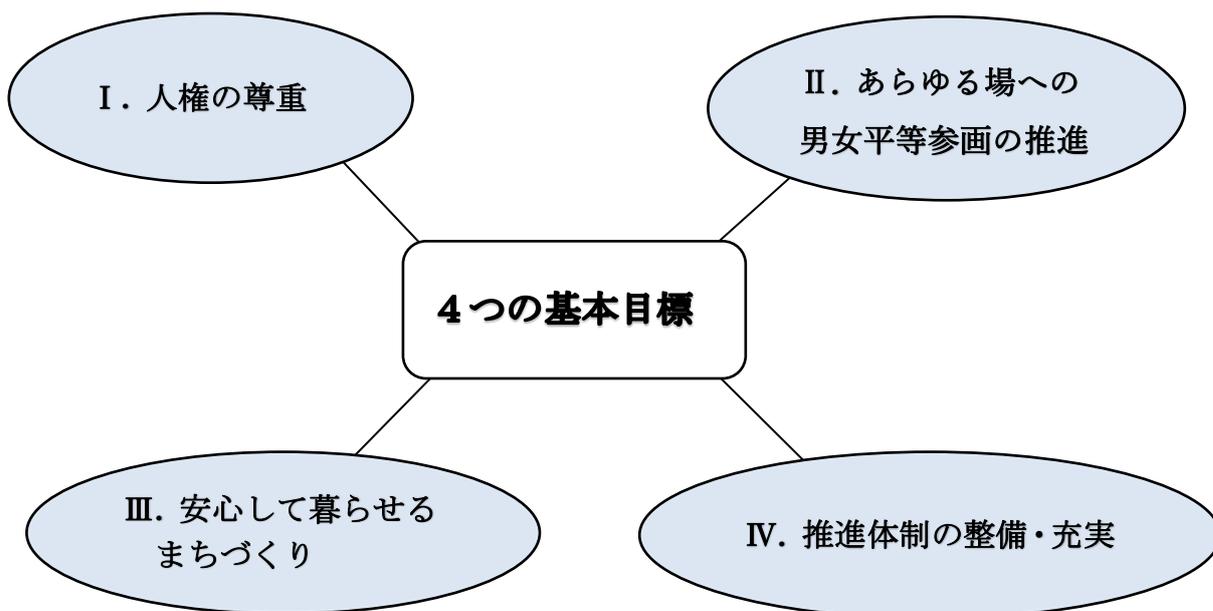
なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化、本計画の進行状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4. 基本目標と重点事項

この計画では、中長期的に取り組むべき柱として、4つの「基本目標」を定め、それぞれの目標ごとに施策の方向を明らかにし、取組を進めます。

また、これまでの取組の成果や市民意識調査の結果、経済社会情勢を踏まえ、6つの「重点事項」を定めて、特に重点的に取り組めます。

【基本目標】



【重点事項】

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の取組強化

ドメスティック・バイオレンス（DV）（※P.87 参照）の被害は、当事者が声をあげにくいことが指摘されていますが、令和4年度に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、DV被害の経験がある市民のうち、誰にも相談しなかった人が82.9%を占めています。重大な人権侵害であり、子どもたちへも深刻な影響を与えるDVを根絶するための情報提供や意識啓発を積極的に行うとともに、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行います。

| 基本目標 | 個別課題 | 施策の方向 |
|----------|-------------------|---|
| I. 人権の尊重 | B. 性差によるあらゆる暴力の根絶 | ①DV防止への取組強化 ②DVに関する相談・支援体制の充実 ③関係機関との連携強化 |

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」「どちらともいえない」と答えた市民が33.8%を占めており、固定的な性別役割分担意識が依然として強く残っていることがうかがえます。誰もが性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力が十分に発揮できるよう、継続した啓発・広報活動を積極的に行い、固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。

| 基本目標 | 個別課題 | 施策の方向 |
|----------|---------------|----------------------|
| I. 人権の尊重 | C. 男女平等の意識づくり | ①固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し |

(3) 男女平等教育の推進

男女平等の意識づくりは、長期的な視点で取り組む必要があり、子どもの学校教育の段階から、男女平等の視点に立った教育を進めることが重要です。また、男女平等の意識を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域などの日常の様々な関わりなどにおいても、適切な教育を推進することが必要です。

| 基本目標 | 個別課題 | 施策の方向 |
|----------|------------------------|------------|
| I. 人権の尊重 | D. 男女平等の視点に立った教育・学習の推進 | ①男女平等教育の推進 |

(4) 政策・方針決定への女性の参画の促進

市の各種審議会・委員会等の女性委員比率は、少しずつ向上していますが、未だ目標値(35%)を達成していません。また、地域や事業所などの方針決定への女性参画も、十分な状況とは言えません。あらゆる分野で男女平等参画の視点を取り入れることができるよう、政策・方針決定の場に女性が参画できる環境づくりを進めます。

| 基本目標 | 個別課題 | 施策の方向 |
|---------------------|---------------------|--------------------|
| Ⅱ. あらゆる場への男女平等参画の推進 | E. 意思決定過程における男女平等参画 | ①政策・方針決定への女性の参画の促進 |

(5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、理想として「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先したい人が28.2%と多くなっていますが、現実に関に優先している人は9.2%となっています。個人がそれぞれの意思により、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の調和のとれた豊かな生活が送れるよう、働きながら安心して子育てなどができる環境づくりを進めます。

| 基本目標 | 個別課題 | 施策の方向 |
|---------------------|-----------------|--|
| Ⅱ. あらゆる場への男女平等参画の推進 | F. 職場における男女平等参画 | ①雇用機会の均等及び 職場環境の整備・改善 ②ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 |

(6) 多様な子育て環境の整備と情報の提供

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策として、62.4%の市民が「子育てをしやすい環境整備」と回答しています。男女共に家庭的責任を担えるようなライフスタイルを確立するためには、子育てをしやすい環境の整備は不可欠であり、保育サービスの充実や、保育に関する情報の充実などに取り組みます。

| 基本目標 | 個別課題 | 施策の方向 |
|---------------------|-----------------|--------------------|
| Ⅱ. あらゆる場への男女平等参画の推進 | G. 家庭における男女平等参画 | ②多様な子育て環境の整備と情報の提供 |

5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】〔改訂版〕の体系

| 基本目標 | 個別課題 | 施策の方向 |
|---------------------|---|---|
| I 人権の尊重 | A 人権侵害のない社会づくり | ① 人権侵害を許さない社会環境づくり ② 市役所におけるあらゆるハラスメント行為の防止 ③ 国際理解・文化交流の促進 ④ 性の多様性に関する理解の促進 |
| | B 性差によるあらゆる暴力の根絶 【DV防止法に基づく市町村基本計画】 | ① DV防止への取組強化 ② DVに関する相談・支援体制の充実 ③ 関係機関との連携強化 ④ 女性の視点を盛り込んだ防犯対策の促進 |
| | C 男女平等の意識づくり | ① 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し ② 男女平等推進のための意識啓発 ③ 男女平等参画関連情報の収集、提供 |
| | D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進 | ① 男女平等教育の推進 ② 教職員への男女平等意識の醸成 |
| II あらゆる場への男女平等参画の推進 | E 意思決定過程における男女平等参画 【女性活躍推進法に基づく推進計画】 | ① 政策・方針決定への女性の参画の促進 ② 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進 ③ 市役所における管理職などへの女性の積極的登用 |
| | F 職場における男女平等参画 【女性活躍推進法に基づく推進計画】 | ① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善 ② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 ③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援 ④ 農業、自営業等における男女平等参画の促進 |
| | G 家庭における男女平等参画 | ① 家庭における男女平等参画意識の浸透 ② 多様な子育て環境の整備と情報の提供 ③ 介護に関する環境の整備と情報の提供 |
| | H 地域活動への男女平等参画 | ① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供 ② 市民団体などへの支援及び交流促進 ③ 市民協働による男女平等参画の推進 |
| III 安心して暮らせるまちづくり | I 生涯にわたる心と体の健康づくり | ① 性差に配慮した医療・保健の促進 ② ライフステージに応じた健康づくりの促進 |
| | J 安全・安心な社会環境の整備 | ① 安心して妊娠・出産できる環境整備 ② 子どもの健全育成の推進 ③ 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実 ④ 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進 ⑤ ひとり親家庭等への支援 ⑥ ひきこもりの状態にある人への支援 |
| IV 推進体制の整備・充実 | K 庁内推進体制の充実 | ① 庁内推進組織の充実 ② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発 ③ 男女平等参画推進センターの充実 |
| | L 国・県・関係機関との連携 | ① 国・県・近隣自治体との連携 ② 関係機関・団体との協働・連携 |

6. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、各事業の実施状況等を把握し、佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議等(※¹)により、全庁的な情報共有と連携を進めます。そして、市民や事業者、学識経験者等によって構成される佐倉市男女平等参画審議会(※²)において、各事業の実施状況を評価し、評価結果を施策に反映させます。

また、市で実施する男女平等参画に関する市民意識調査において、市民の意識を調査・分析し、本計画の目標の達成度を測り、男女平等参画推進のための資料として活用します。各事業の実施状況や評価結果については、市ホームページ等を活用して、広く公表します。

男女平等参画社会の実現のため、市が率先して取り組み、その成果や経験を市民・地域に発信し、市民や事業者等との協働により本計画の実効性を高めます。

(※¹) 佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議

市における人権施策及び男女平等参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された庁内組織です。市長を議長、副市長を副議長とし、教育長、上下水道事業管理者、会計管理者並びに部及び室の長を構成員としています。また、推進会議の下に、担当課長等を委員とした調整会議を設置し、推進会議において審議する事項に係る庁内調整に関する協議などを行います。

(※²) 佐倉市男女平等参画審議会

佐倉市男女平等参画推進条例第17条に基づく、市民や事業者、学識経験者等によって構成される市長の附属機関です。男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項や、基本計画に掲げる施策の実施状況等について調査・審議します。

7. 数値の推移

基本目標Ⅰ 人権の尊重

| 指 標 | 現状値 | | 目標値 | 備 考 |
|-----------------------------------|--------|-------|-------|--------------------|
| | H29 年度 | R4 年度 | R8 年度 | |
| 社会全体での男女平等感(※ ¹) | 15.6% | 14.7% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |
| 社会通念・習慣における男女平等感(※ ¹) | 12.6% | 11.4% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |
| 性別役割分業に同感する人の割合(どちらとも言えない人も含む) | 45.7% | 33.8% | 減少 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |
| DV被害者のうち、公的機関に相談した人の割合 | 8.2% | 8.9% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |
| 学校教育の場での男女平等感 | 61.9% | 52.9% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |

基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進

| 指 標 | 現状値 | | 目標値 | 備 考 |
|--------------------------------------|--------|-------|-------|--------------------|
| | H29 年度 | R4 年度 | R8 年度 | |
| 家庭生活の中での男女平等感 | 36.6% | 35.3% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |
| 地域社会の中での男女平等感 | 28.7% | 30.2% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |
| 職場の中での男女平等感 | 21.3% | 27.5% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |
| 市の各種審議会、委員会等の女性委員比率(※ ²) | 28.0% | 27.8% | 35% | 自治人権推進課調べ |
| 市の管理的地位にある女性職員の割合(※ ³) | 16.9% | 17.1% | — | 人事課調べ |
| 法律・制度の中での男女平等感(※ ¹) | 33.6% | 28.9% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |
| 政治の場での男女平等感(※ ¹) | 16.2% | 11.4% | 増加 | 男女平等参画社会に関する市民意識調査 |

基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

| 指 標 | 現状値 | | 目標値 | 備 考 |
|--|--------|-------|-------|------------------------|
| | H29 年度 | R4 年度 | R8 年度 | |
| 人生の選択肢の自由における 男女平等感 (※ ¹) | 33.1% | 27.9% | 増加 | 男女平等参画社会に 関する市民意識調査 |
| 介護予防ボランティア登録者数(※ ⁴) | 166 人 | 185 人 | — | 高齢者福祉課調べ |
| 子宮頸がん検診受診率(※ ⁵) | 5.3% | 4.5% | — | 健康推進課調べ |
| 乳がん検診受診率(※ ⁵) | 11.5% | 9.4% | — | 健康推進課調べ |

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

| 指 標 | 現状値 | | 目標値 | 備 考 |
|--|--------|-------|-------|------------------------|
| | H29 年度 | R4 年度 | R8 年度 | |
| 男女平等参画推進センターの認知度 | 32.2% | 28.3% | 増加 | 男女平等参画社会に 関する市民意識調査 |
| 男女平等参画の視点を意識して 業務に取り組んでいる市職員の割合 (※業務該当者全体における割合) | 81% | 100% | 継続 | 職員アンケート調査 |

(※¹) 目標値は、平成 29 年度の数値を基準とする。

(※²) 目標値は、国や県の目標値等を勘案し設定。

(※³) 目標値は、女性活躍推進法に基づく佐倉市特定事業主行動計画を見直し後に設定。

(※⁴) 目標値は、佐倉市高齢者福祉・介護計画を見直し後に設定。

(※⁵) 目標値は、国で定めている目標値等を勘案し、健康さくら 21（第 3 次）策定後に設定。

※目標値については、市民意識調査（令和 8 年度実施予定）の結果等をもとに見直しを行う。

